

環境大臣

細野 豪志 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成 23 年 10 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらしました。

また、地震津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が東日本の広域に拡散し、国民生活等に多大な影響が発生しているところです。

本県では、国及び関係市町村と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて復旧・復興対策に取り組んでいるところですが、次の事項について要望いたしますので、特段のご配慮をお願いします。

記

1 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援について

災害廃棄物の早期処理に向け、災害等廃棄物処理事業費補助金について、県施設の解体を県が自ら行った場合等の費用についても発災日までの遡及を含めて補助対象とし、地方に財政的負担が生じないようにすること

災害廃棄物の全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めることとしているが、災害廃棄物について再生利用を前提として受け入れを検討している自治体もあるが再生利用に係る基準が明確でないため、自治体が慎重姿勢となっていることから、再生利用に係る基準を明確にするとともに、広域的な調整・支援を強化すること

2 放射性物質の除染対策に係る財政支援等について

(1) 県内における除染対策を迅速に進めるため、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」における、汚染状況重点調査地域の指定要件、除染実施計画策定及び除染実施等に係る具体的な内容及び手順、これらに係る国の財政上の措置等について、早急に示すこと

- (2) 岩手県南地域（奥州市、一関市、平泉町等）においては、福島県の一部地域よりも高い放射線量が測定されているなかで、福島県に対しては、二次補正予算（緊急除染事業 180 億円）により国が財政支援をしているが、国の支援が得られていない
- 岩手県南地域を含む本県全域を対象として、福島県と同様の枠組みで財政支援等を行うとともに、県及び県内市町村が先行して実施した除染対策費用について、遡って財政支援をすること

【参考】

- 1 放射線量測定結果 抜粋（地上 1m、単位： μ Sv/時）
 - (1) 岩手県南地域（9/5～13 本県実施、抜粋）

奥州市南前沢グリーンパーク	0.40
一関市室根きらめきパーク	0.38
平泉町志羅山児童館	0.22
 - (2) 福島県内（9/16 福島県実施、抜粋）

いわき合同庁舎	0.18
小野町役場	0.15
田村市役所	0.16
- 2 県の除染対策費（8月補正予算措置）

学校等における放射線量の測定及び土壌の除染	106,375 千円
（市町村への 1/2 補助分	75,186 千円、県立学校分 31,189 千円）

3 放射性物質により汚染された廃棄物の処理について

8,000Bq/kgを超え 100,000 Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法については、セメント固化した上で管理型最終処分場に埋立処分する方針が環境省から示されたが、住民の強い反対があり、実際上埋立処分することは困難である

また、稲わらや牧草など 8,000Bq/kgを超える焼却灰等以外の廃棄物については処分方法が示されていない

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」においては、「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物」の基準を別途定めることとしているが、これを 8,000Bq/kg を超える廃棄物と定め、国の責任において収集、運搬、保管及び処分を行うこと

4 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援について

非常時においても一定のエネルギーを賄える災害に強い地域づくりに向け、防災拠点等に指定される公共施設、学校等への太陽光発電、木質バイオマスなど三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や大規模風力発電施設等の立地促進による自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めるため、本県では「岩手県東日本大震災津波復興計画」において「さんりくエコタウン形成プロジェクト」を盛り込んだところである

上記プロジェクト実現のため、基金造成のための支援措置を講じ、本県において必要な所要額の配分を行うとともに、地域の実情に即した柔軟な運用ができる支援内容となるよう配慮すること

また、再生可能エネルギーの導入が一層促進されるよう、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく買取価格及び買取期間等が適切に決定されるよう配慮すること

5 国立公園施設の早期復旧について

陸中海岸国立公園は、全国から多くの利用客が訪れる本県の重要な地域資源であり、早急な復旧が求められている

宮古市浄土ヶ浜集団施設地区については、県、市町村の施設を含め国が災害復旧工事を実施することとしているが、他の集団施設地区等の直轄対象地区についても国による早急な復旧・整備を実施するとともに、その他の地区については、県・市町村への補助制度を創設されたいこと